

Heartful Day

北条高校人権委員会
平成28年2月17日
No. 98



障害者差別解消法について



「障害者差別解消法」が平成28年4月1日から施行されます。



<障害者差別解消法とは>

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

<障害を理由とする差別>

- ・車いすを利用していることが理由でお店への入店を断る。
- ・アパートの契約をするとき、障害があることを理由に断る。
- ・スポーツクラブや習い事の教室などで、障害があることを理由に入会を断る。
- ・災害時の避難所で、聴覚障害のある人がいると知りながら、必要な情報を音声でしか伝えない。
- ・交通機関や役所の職員が障害に応じた分かりやすい説明をしない。



障害者差別解消法では、障害のない人と違う扱いをする「不当な差別的取扱い」と障害のある人が困っている時にその人の障害に合った方法をしない「合理的配慮をしないこと」が、差別になります。

<差別をしたらどうなる？>

(質問1) 差別した会社・お店などは、どうなるのですか？

会社・お店などの場合は、障害のある人にどんな対応をしたか役所に報告するように求められたり、差別をしないように注意をされることがあります。

(質問2) 近所の人から差別的なことを言われました。その人は罰を受けないのでしょうか？

障害者差別解消法が禁止しているのは、役所や会社・お店などによる差別です。この法律が、一人ひとりのすることや考えを罰することはありません。障害のある人への差別がなくなるよう、国や都道府県または市町村は、障害や障害のある人について、国民が理解を深められるような取組をしなければなりません。

(質問3) 障害のことで差別されたら、まずどうしたらいいのですか？

役所に相談を受け付けてくれる窓口があるので、その窓口で相談してください。そこで解決できない場合は、他の相談窓口を教えてください。

役所と会社・お店などではちょっと違う

- ・不当な差別的取扱いをすることは、役所も会社・お店なども禁止されます。
- ・合理的配慮は、役所はしなければならないですが、会社・お店などは、障害のある人が困らないようにできるだけ努力することになっています。





愛顔つなぐ「えひめ大会」紹介



第17回全国障害者スポーツ大会が2017年に愛媛県で実施されます。

<全国障害者スポーツ大会とは>

平成12年まで別々に開催されていた「全国身体障害者スポーツ大会」と「全国知的障害者スポーツ大会」を統合し、平成13年に第1回大会が宮城県で開催されました。

障害のある選手が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、多くの人々が障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を推進することを目的として開催される国内最大の障害者スポーツの祭典です。大会は3日間の会期で開催され、全国から都道府県・指定都市選手団約5,500人が参加し、個人競技6競技、団体競技7競技の13競技及びオープン競技が実施されます。

以降、オリンピック終了後に開催されるパラリンピックと同じように、毎年、国民体育大会終了後に開催されています。

<実施競技>

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が定める「全国障害者スポーツ大会競技規則」に基づき、個人6競技、団体7競技の合わせて13競技が実施されます。（実施競技については、今後、変更の可能性があります。）

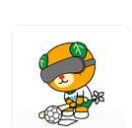
《個人競技（6競技）》

陸上競技（身・知）、水泳（身・知）、アーチェリー（身）、卓球（身・知）※サウンドテーブルテニス（身）を含む、フライングディスク（身・知）、ボウリング（知）



《団体競技（7競技）》

バスケットボール（知）、車椅子バスケットボール（身）、ソフトボール（知）、グラウンドソフトボール（身）、フットベースボール（知）、バレーボール（身・知・精）サッカー（知）



（注）競技の後に記載する「身」は身体障害者の方が出場できる競技、「知」は知的障害者の方が出場できる競技、「精」は精神障害者の方が出場できる競技を表しています。

